



届出

■土曜日窓口

市民課では、土曜日に住民票や印鑑証明の交付のほか転出・転入手続などでもできるサタデーサービスを行っています。内容によっては取り扱いえないものもありますので、事前にお問い合わせください。

日によって庁舎が入れ替わりますのでご注意ください。

時・場

第1・3・5土曜日・保谷庁舎
第2・4土曜日・田無庁舎
□開設時間 午前9時～午後0時30分

市民課 田(☎460-9820)
保(☎438-4020)

年金・税

■ねんきん定期便

社会保険庁では、4月から保険料納付実績や年金の見込み額などを記載した「ねんきん定期便」の送付を開始しています(以後、毎年誕生日に送付)。

内(1)21年度通知 年金加入期間(加入月数、納付済月数^{など}) 50歳未満の方には加入実績に応じた年金の見込み額。50歳以上の方には、ねんきん定期便作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込み額(すでに年金受給中または全額停止中の方には非通知) 保険料の納付額(被保険者負担分累計) 年金加入歴(加入制度、事業所名称、被保険者資格取得・喪失年月日^{など}) 厚生年金の全ての期間の月ごとの標準報酬月額・賞与額、保険料納付額 国民年金の全ての期間の月ごとの保険料納付状況(納付、未納、免除^{など})

(2)22年度以降通知 前記 ~ について、更新したもの、また およびについては、直近1年分を通知します。節目年齢時(35歳、45歳、58歳)の方には、21年と同内容を更新して通知します。

受け取りになった際は、加入記録・記載内容にもれや誤りがないか十分に確認してください(58歳になる方は、必ず回答してください。また、それ以外の方についても、「年金加入記録回答票」が同封されている方(「ねんきん特別便」に未回答の方^{など})は、「訂正なし」でも必ず回答してください。

問ねんきん定期便専用ダイヤル (☎0570-058-555)



定額給付金詐欺に注意!

都内では、定額給付金からむ不審な事案が発生しています。職員を装うなど不審な電話がかかってきた場合は、すぐにその場で答えずに、市の窓口または警察にご連絡ください。危機管理室 保(☎438-4010)

I P電話・P H Sからは(☎03-6700-1144)

□受付時間 月～金曜日午前9時～午後8時、第2土曜日午前9時～午後5時(祝日、年末年始は休み)

このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関する問い合わせも利用できます。

健康年金課 田(☎460-9825)

■国民健康保険料納入通知書の送付

平成21年度国民健康保険料納入通知書を7月中旬に世帯主あてに送付します。

期限内に必ず納付するようご協力ください。

◆保険料について

国民健康保険料は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの給付にあてられる 基礎賦課額(医療分) 75歳以上の後期高齢者にかかる医療制度を支援するための 後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援金等分) 加入者のうち40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に賦課される 介護納付金賦課額(介護分)の合計額です。

40歳未満の方...医療分と後期高齢者支援金等分を合算した額を納付

40歳～64歳までの方...医療分と後期高齢者支援金等分と介護分を合算した額を納付

65歳以上の方...医療分と後期高齢者支援金等分を合算した額を納付

◆納付は期限内に

保険料は、7月から翌年の2月まで8回に分けて納付します。納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分を受ける場合もあります。

◆口座振替の申し込み

口座振替依頼書を納入通知書に同封して郵送します。口座振替を希望する方は、通帳の届出印・納入通知書を持参し、口座のある金融機関・郵便局で手続きをしてください。

◆保険料の年金天引き(特別徴収)

次の ~ のすべてに該当する方は、原則、年金天引きです。

世帯主が国保の加入者

国保の加入者全員が65歳以上75歳未満

特別徴収対象年金が年額18万円以上、かつ介護保険料と合わせて年金額の2分の1を超えないこと

該当する方には、7月に送付する納入通知書でお知らせします。

なお、該当されない方は、今までどおり納付書や口座振替での納付になります。

◆年金天引きから口座振替への変更

年金天引きの対象になった方でも口座振替による納付を選択することができます。

詳しくは、7月に送付する納入通知書に同封のパンフレットをご覧ください。

◆納付が困難な場合

納付相談を行っていますのでお気軽にご相談ください。

災害など特別な事情で生活が著しく困難となった場合、保険料の減免制度があります。

健康年金課 田(☎460-9822)

■住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額

昭和57年1月1日以前からある住宅の耐震改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度から一定期間、固定資産税(当該住宅の120㎡の床面積相当部分まで)を2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□要件

改修工事後3か月以内に申告を行うこと 耐震改修工事に要した費用が30万円以上であること

□減額期間

平成18年1月1日～平成21年12月31日に改修完了した場合...翌年度から3年間

平成22年1月1日～平成24年12月31日に改修完了した場合...翌年度から2年間

平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合...翌年度から1年間

□必要書類

耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 耐震改修工事証明書 耐震改修工事に要した費用の領収書 資産税課 田(☎460-9830)

■住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

平成19年1月1日以前から市内にある家屋のうち、65歳以上の方および要介護もしくは要支援の認定を受けている方ならびに障害をお持ちの方が居住する建物(賃貸住宅を除く)で、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税(当該住宅の100㎡の床面積相当部分まで)を3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□要件

改修工事後3か月以内に申告を行うこと バリアフリー改修工事に要した費用(補助金などを除く自己負担額)が30万円以上であること

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない建物であること

□必要書類

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 バリアフリー改修工事に要した費用の領収書、改修工事の内容などを確認できる書類(工事明細書、現場の写真^{など}) 納税義務者の住民票の写し 改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類(1)居住者が65歳以上の場合は、その方の住民票の写し、(2)居住者が要介護または要支援を受けている場合は、その方の被保険者証の写し、(3)居住者が障害をお持ちの場合は、その方の障害者手帳の写し^{など}

補助金等の交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認することができる書類

◆一定のバリアフリー改修工事とは

廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取替

え工事、床表面の滑り止め化 資産税課 田(☎460-9830)

■住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額

平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修(熱損失防止改修)工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税(当該住宅の120㎡の床面積相当部分まで)を3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□要件

改修工事後3か月以内に申告を行うこと 熱損失防止改修工事に要した費用が30万円以上であること

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない建物であること

□必要書類

住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 熱損失防止改修工事証明書 熱損失防止改修工事に要した費用の領収書 納税義務者の方の住民票の写し

◆一定の熱損失防止改修工事とは

窓、床、天井、壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するものの工事に限る。窓の改修工事を含めた工事であることを必須とする)であること。

資産税課 田(☎460-9830)

子育て

■夏休み期間限定! 学童クラブ入会募集

学童クラブは、就労・病気などの理由により昼間家庭にいない保護者の方に代わり、生活指導などを行います。今回の募集は、夏休み期間中だけの入会となりますので、保護者が就労されておらず、求職活動中の場合は、申請できません。

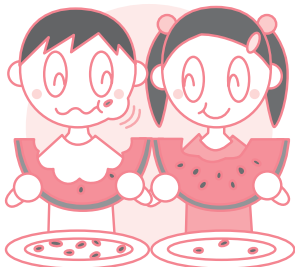
□入会期間 7月21日(火)～8月31日(月) 対小学1年生～4年生(障害児は6年生まで)

□申請書配布 6月15日(月)から・児童青少年課(田無庁舎1階)各児童館、各学童クラブ、保谷庁舎総合窓口、市HPからダウンロード可。

申6月16日(火)～7月6日(月)の間に、児童青少年課(田無庁舎1階)へ必要書類を添えて提出してください。

申請状況により、希望する学童クラブに近接する学童クラブになる場合や入会できない場合があります。

児童青少年課 田(☎460-9843)



■児童手当・児童育成手当の現況届はお済みですか?

5月まで児童手当・児童育成手当を受給されている方には、現況届の用紙を送付しました。6月30日(火)ま